

参議院労働・人事・地方行政連合委員会会議録第二号

(七七七)

昭和二十七年六月十四日(土曜日)午前
十時三十一分開会

出席者は左の通り。

労働委員
理事

安井 謙君
波多野林一君
村尾 重雄君

委員

木村 守江君
九鬼紋十郎君
一松 政二君

菊川 孝夫君
堀木 鎌三君

人事委員
理事

千葉 信君

委員

北村 一男君
溝口 三郎君
木下 源吾君
紅露 みつ君

地方行政委員
委員長
理事

堀 末治君
中田 吉雄君
岩沢 忠恭君
石村 幸作君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝蔵君
原 虎一君

委員

國務大臣

労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 岡野 清豪君

政府委員

地方自治庁 佐久間 彌君
公務員課長 賀来才二郎君

労働省

常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君
会専門員

本日開議に付した事件

○労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方公営企業労働関係法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長代理(村尾重雄君) 只今から労働・人事・地方行政の連合委員会を開会いたします。

先例に従ひまして、私が委員長職務を行つて頂きます。先般労働・人事・地方行政の各委員長間の申合せによりまして、本日は地方行政委員の審議を行う日に一応決定を見ておりますから、あらかじめ御了承願ひます。

それでは地方公営企業労働関係法案及び労働関係調整法等の一部を改正する法律案を議題といたします。審議は通告順に従ひまして、先ず若木勝蔵君の發言を許します。若木勝蔵君。

○若木勝蔵君 私はこの際労働大臣に二、三の質問をしたいと思つてあります。

まず、先ず第一に質問したいのは、

今回におけるところの労働組合のいわゆるストの問題であります。これは今回労働組合にいたしましては、労働組合法に基いてその資金要求をするところの、憲法に認められたいわけの労働基本権を制限しようとするところの破防法案とか、或いは労働三法等の賃金不安に對して反対のストを行おうとしておるものであります。これに對しまして労働省といつたしましては、これは政治ストに該当するものである、そういう見解を以ちまして都道府県知事に通達をした。こういうふうなことが新聞に出ておるものであります。その通達の内容を見ますと、その一つにこういうことがあるのであります。政治ストたるか、経済ストたるか、実態によつて判断するべきものであつて、政治目的が主体であるならば、これに仮装的に、又は付けたりとして経済的目的を加へてもそれは政治ストと解すべきである。こういうふうな内容の一つに掲げられておるものであります。これはどう見ても、今度のいわゆる組合のストの実態は政治目的であるというふうなことに政府の見解はなると思つてあります。それはどういうことに基いて一体そういう見解が立てられるのであるか、この点について御質問したいと思ひます。

○國務大臣(吉武恵市君) 政治ストに對する政府の見解についてのお尋ねでございますが、御承知のように憲法二十八條において保障しております団体

結権及び団体交渉権、そしてその団体交渉権の手段として許されておるところのストライキ権、こういうものは御承知のように労働者とそれから使用者との間に労働条件の維持改善のために憲法は保障しておるわけでありまして、ところが今回の破防法案であるとか或いは労働法であるとか、或いはその他政策とか法律とかいふものに對する闘争といふものは使用者に對する労働条件の団体交渉権ではないわけでありまして、こういう政治的なものはこれは政治団体として行ふべきものである。それをこの労働組合に保障しているところの憲法二十八條で政治目的の達成のためにストライキが許されるのだという見解は、これは私はこの國にも許されてないことだと思つてあります。若しこれが許されるということになれば、あの内閣は俺たちは氣に入らないのだ、倒そうと、そして我々にはストライキ権があるのだから汽車も止めよう、電氣も消そう、こういうことでそれが合法的である、公然とできるんだというこ

とになりまして、もう政黨なんか置きまして、そして政治的な論争をする必要はない。もうその方法をやりさえすれば一遍に行つてしまふわけでありまして、だからこれはこの國にも許してない。二十八條が保障する労働権といふのは、使用者に對するところの労働条件の維持改善のために一人々々の労働者では弱からんから、それを團結して團結権、団体交渉権としてスト

ライキ権も許すというのが、各國の例であります。アメリカには憲法にそういう條項はございませぬけれども、憲法に條項があるうとならうと、これは労働者の基本権として、その意外においては許されるべきであると思ひます。でありますから、私はそれならば労働組合といふものは政治的な活動はできないのかと、こういうことをよく言われるのですが、私はそれは解しない、労働組合といふものは政治的な見解を持ち、政治的な行動をとられることは、これはあり得ることだと思つてあります。それが主たる目的であれば、これは政黨であつて、決して労働組合ではないと思つて、決して労働組合が組合目的を主たる目的としながら、なお政治に関心を持たれるということ、これは當然であると思つて、従つてこういう法律に對しての意思表示、或いは政策に對する意思表示といふものはこれはあり得る。その方法としていろいろの示威的な行動とかいふわけの政治活動として許されるものは、これは労働組合といふもの、或いはその他の國民にも許されるものはやはり労働組合にも許されると私は考へる。ただ労働組合にだけ特權として許されるところの労働権としてのストライキ権といふものは、そういうために許されるべきでない。従つてその点の誤解があるようでありまして、若し、それを間違つて組合員のほうでストライキをやる、ストライキをやれば法の保護を受けられませんか、そのため

に犠牲者が出るということになつては、私としても責任がございませうので、趣旨徹底を期するために通牒を出した、かような次第であります。

○若木勝義君 その点について重ねて伺いたいと思つてありますが、今の御答弁では憲法の二十八條に示されておるところのことは、これは使用者側に対しての規定であつて、今の場合には組合の行わんとすることに、これは該当しないと、こういうふうにおつしやるのでありますけれども、公共団体におけるところの二つのいわゆる賃金要求、そういうことによつてのストライキというふうなものは、具体的にそのものは賃金の要求というふうなことを掲げておられますけれども、結局するところは結局これは労働基本権を擁護するというふうな、いわゆるそういう立場に立つておられるのじやないか、そういうことから申しますと、現在行わんとするところのストというふうなものも結論においてはその場合と何ら私は変わらない、結局いずれの場合もこれは労働基本権の擁護という立場に立つておられるのであるからして、これを特別に政治ストというふうな方面には考へるべきものではない、私はそう思うのであります。而もこれは政府を打倒するとか、今お話があつたようなそういうふうな話ではなくして、どうしても経済的な立場に立つて我々はその基本條件を確立しなければ我々の生活の保障はできないという立場に立つのでありますから、これを制限しようとするところのこの法律は、これは当然撤廃しなければならぬような立場に労働者としては立たなければならぬ。そういうところで、そこに見解の私は

食い違ひがあると思つてゐるが、重ねてこの点を伺いたい。

○国務大臣(吉武憲市君) よくそういう御議論をされるかたもございませうですが、成るほどおおよそ政治というものは経済に通じ、経済は政治に通ずる問題でございまして、大きい観点から見れば関連のない問題ではございませぬ。併し私も経済的なストは許されるという経済という意味は、先ほど申し上げましたように、企業者との間に生ずる労働条件というものの対する維持改善の手段として憲法二十八條が保障してゐる。広い意味で政治に通ずるといふような意味はこれはいわゆる政治目的でございまして、労働者の基本権に關することとございませう。或いは基本権に關しない労働者の生活に關するものは、あらゆる政治一つ一つ關係のない問題はない。そういう問題に對しては、なほ利害關係があり、又意見を持たれるというものは、これは國民の一人として当然であります。労働組合といへども、そういう御意見も持たれることも私はあり得る、又あつていい。その目的を達成する手段として許されるものは何かと言へば、一般に許されている政治が行い得るところの方法、こういう方法は労働組合といへども私は許され得ると思つて。併し労働組合だけに許されるところの特権であるストライキ、これはほかの政党や何かが勝手に汽車をとめるとか、電氣を消すといへば明らかに違反である。ところが経済目的の要求のためにストライキが起つたといふときは、それは罷業として電氣が消えまして、それは罪にならない。それはなぜかと言

へば、その使用者に對するところの労働者の団体交渉の結果、なか／＼話がつかなければ生活に困る。自分のほうが正しいのだといふときは、それは普通ならば罪にならない。違法性を阻却するといふのが今日の労働法の私は解釈ではどうか、かように存じまして、成るほどいふ／＼な労働者の権利に關する問題はあるであらうしようけれども、それはいわゆる政治的な見解としてそれに対して闘う、意思表示をする、それは一般が許されておる手段によつて行ふべきである、かように考へておるわけでありませう。

○若木勝義君 政府の見解は、今五千万の賃金を一千万にしなければならぬといふ要求に對するそういう具体的なものを目標としたいわゆる労働基本権の拡張といふこと、それから同じ立場に立つておられるけれども、それはそういう賃金要求というふうなものを制約するところのこの法案、こういうものに対してこの撤廃の闘争というふうなことは、私は本質では変りないと思つて。片方はただ労働条件であるとか、或いは賃金の問題であるとかいふだけに過ぎないのであつて、結局はそれと同等の立場にあるストを制約するところの法案に對しても、いずれの場合でも私は同等に労働基本権の確立という立場から考へなければならぬと思つて。それでなければこれは労働組合法に副つたいわゆる労働者の生活を保障する、保護するといふような立場が結局は結局においてその役に立たないものになつてしまふ、こう考へるのであります。政府の見解は非常に私は狭過

ぎる、こういうふうにおつてあります。この点如何でございませうか。

○国務大臣(吉武憲市君) 先ほど申しましたごとく、成るほど問題は私には申しませんが、併しその点はあらゆる政治に私は通ずる問題だと思つて。條約を結ぶことが労働者のためになるかならないか、或いはこの予算を出すことが労働者のためになるかならないか、この法律を出すことが労働者のためになるかならないか、あらゆる政治は私はすべてみな關係のある問題だと思つて。併しそれは政治として大いに闘ふべきものである。それは自由であつてかまいません。労働者だけに、つまり組合だけに許されること、このストライキ権といふものは、使用者に對する労働条件の獲得の手段として許される。仮に例へばこの法律が自分たちは氣に食わない、それを潰すためにストライキをやする。ストライキをやつて損害を受けるのは使用者である。併し使用者に何らのそれに対して關係はない。使用者が意圖してゐるのも何でもない。ところが政府がやつておることに対しておれは氣に食わないからといつてそのとばかりを使用者が食はされて、そして損害を受ける。而もその損害は、憲法で保障されているのだから訴えることもできません、止むを得ませんといふことは、私は政治としては許さるべきじやない、かように私は存するのであります。

○若木勝義君 今の御答弁でもとにかく條約の締結とか、或いは予算というふうな方面にまで拡張して考へられた労働者直接に關係のあるところのいわゆる労働三法の撤廃、そういうふうなことに限定されておるのですから、今大臣の言うように非常に範圍の拡張した政治的方面に私は入つて行かないと思つて。併しながらこの点については、あなたの見解の相違になりますから、その程度にしておきますが、この通達に對しまして、今度使用者側が非常に不満を持つてゐる。今度の使用者側のほうの見解をいたしましては、この通達に結局政治ストに對して法律的な解釈を與へたに過ぎない。何ら政治的な解決の道を出していない。結局この問題は使用者側に言へば、組合といふゆる経営者との問題じやなくて、これは政府といふゆる労働者階級との間に對するところの政治全体の問題として考へるべきであるから、結局はこれに對して一つの治安立法のようなもので對処する道を考えなければならぬものだ、こういうことを今度言ひ出している。これは極めて私は無謀な行き方であると思つておられますけれども、この経営者側の見解に對する政府のお考えを伺いたい。

○国務大臣(吉武憲市君) 使用者側がそういう不満を持たれてゐるというところは私も新聞で見たのであります。が、使用者側から言へば恐らくそういう意見は出るだらうと思つて。この問題は、先ほど申しましたように、政治的な政策、或いは法律、政府のやることに對して反對だといふこと、それでストライキが行はれるといふことになりませう。これは迷惑千萬ですから、私は不満を訴えるだらうと思つて。で、我々としては従つてそういうことはよくないから、組合のかたにもおやめになつたがよろしい、

つて意思表示をしたらどうですかといふことを言つておるわけであります。併しあえてやられれば、使用者としてはいわゆる法の保護を受けないことでもありますから、或いは職場規律として処分ということも起つて来るであらうし、或いは損害賠償というような場合も起るであらうといふことを、私どもは勿論法律の解釈としてだけ示したわけではありません。

○若木勝蔵君　今の御答弁から考えますと、結局これを治安立法によつて抑える、そういう途を開く、こういうことに對する使用者側の見解に對しては、労働大臣としては、労働組合の助成とかそういう立場から見て、これは絶対避くべきものだといふ御見解に立たれていると了解して差支えないでしようか。

けであります。使用者側から見ると、こういうことが仮に法律上許されないのだぞ、そうして処分もできる、損害も訴えることができるのだと言つても、しばし行われたのじや困る。だからただ法の保護を受けないということだけでなく、もう一步積極的に進んで、法律で以てこういうことは禁止する、処罰をするというふうな、もう一

○國務大臣(吉武惠市君) 私は組合のほうの側で自肅をされれば、できれば作りたくないという意見であります。併し、なおあえて次々にこういう問題が行われるということになりますという、幾ら私が希望いたしませんでも、なか／＼輿論がやかましくなつて来はせんか、かような点を臆れております。

○若木勝藏君　それではまあその問題は、その程度にいたしまして、次に伺いたい問題は、政府がいわゆる最近においていろいろ、公共企業体労働関係法、こういうふうなものを整備いたしました、従来あつたところのいわゆる国有鉄道であるとか、或いは電信電話公社、日本専売公社、こういうふうなものに更に今度はいわゆる郵政省管轄の

第四十二郡 労働・人事 地方行政委員会議案第二号 昭和二十二年

議が行われました。ちやほやり政治目的の争議は行なつちやいかんという禁止的な法律を作つたように私記憶しておりますが、若し重ねている／＼行われるようになると、国民はそういう輿論を起して来るのではないかと私は慮れております。従いまして、組合のかがたにもそういうふうな機運に向う

郵政事業、或いは印刷事業、或いは又造幣事業、そういうふうなものを加へまして、そうして一応いわゆる現業の国家公務員に對しましての立場をはつきりして來たように思ふのであります。と同時に今回地方公營企業労働關係法を制定して、地方公務員のうちで公營企業に従事するものについても同

○國務大臣(吉武惠市君) 今回の改正
において現業職員について国鉄、専売
と大体同じような取扱いをいたしました
のは、公務員たる性質の点はこれは
一般公務員と私は変らないと思いま
す。仮に筋肉労働であろうと或いは机
の上の仕事であろうと、公務員の本質
という点から見れば同じである。ただ
実際の現業、肉体労働を主とするよう

な現象はその実態が国鉄或いは専売と似ている点が多い。而もこれらは戦前においてもいわずゆる労働組合というものゝの存在のあつた歴史を持つておるのであります。従ひまして、これらの郵政でありますとか、或いは地方で言へば市電であるとかいうふうな極めて国鉄と類似のものにつきましては、同じような取扱ひをするのが至当ではなからう。

ろうかということで、今回の改正において団体交渉権を認めた。で教員などというものはこれは現業という解釈をとられれば或いはとられるかも知れませんが、いゆる現業的な肉体労働を主とするものではない。やはり一つの行政的の仕事をするわけである。教育行政の仕事をやつておる。教育という大事な仕事をやつておるわけ

てございまして、これは労働條件については一般の公務員と同じように政府みずからが責任を負うてやつて行く人

○若木勝藏君　今の御答弁で考えますと、結局やはり教員も行政関係の職員であるというふうに考えられておるののであります。この点は非常に私は見解が違ふのであります。第一労働基準法を調べてみますと、明らかにこれは第八條の十二号にいわゆる非現業官庁の業務と異なるというようなことがはつきり謳つてある。更に十六号にもこ

うということが掲げられてゐる。「前各号に該当しない官公署」こういうふうなありまして、教育の場合はこれを除いておる。こういう取扱ひをしておる。これは基準法によつて明らかに示されてゐる。それから更に教員の場合を歴史的に見る、と言へばおかしいですが、在来労働組合法ができてからの経過を考えてみますというと、これは

給與の面からも現業に認められて来ておるんです。即ち昭和二十三年の六月に行われたところの二千九百円ペースから三千七百九十一円ペースに切替えられた、そういうふうなときに非現業に対して現業職員は二割増されておる。そのときに現業として扱われている。いわゆる教員の場合もこの理論上から考えて現業職員として扱うべきで

ある、こういうふうな取扱いを受けておる。このことは労働大臣も恐らく御存じのことであらうと思うのであります。それからもう一つ、これについて私は申し上げたいのは、同じ教育労働者でありながら私立学校の教員は労働三

る。そういう点から結局は教員というふうな場合は法的に見ても、或いは今までの実際の取扱い、或いは現在におけるところの私立学校の取扱いというふうな方面から見て、明らかにこれは現業の取扱いをすべきものであつて、これはその方面におけるところの労働三法を適用する労働組合として認めなければならぬ。私はそう考えるのであ

ります。その点について伺いたいと思います。

○岡務大臣（吉武憲市君） 教員が給與その他についても現業として取扱われたというお話でございますが、私は二十二年ですか、二十三年ですか、いろいろな全官公の団体交渉の際に間に入りまして斡旋をした記憶がございますが、実は私の記憶では現業ということ

でなしに、教員は特別な勤務を持つてゐる。一般の公務員というものは四時なら四時、五時なら五時、時間がたてば帰つて、そして翌日又出勤するのだが、併し教員は帰つても調べものがある、ただ単に学校に出ているだけだが勤務じやないんだと、従つて一般公務員と同じような給與では氣の毒だということ、たしか私は特別の措置を講

それから私立との關係でござい、ます
が、成るほど学校自体から見れば同じ
でありましょう、併し国がやるとか、
公務員であるところには私は大きな
意義がある。公務員というものはい

わゆる国家全体の牽任者として勤めるという一つの任務を持つておるわけですよ。で仕事がただ同じだということになりますれば、例えば電車にいたしまして、国がやる電車とそれにか会社社のやる電車とは物を運ぶこれにおいては同じことじやないかという議論もよく伺いますが、そこが違いまするゆゑんは、やはり公務員であるといふところの本質に基くものでございますので、これは私は止むを得ないものだ、かように存じます。

○若木勝藏君　そこが非常には議論のあるところだと思ふのであります。結局大臣のお考えでは公務員であるということを主張されることは、いわゆる国の行政に直ちに携つて、そしてそれに奉仕するものであるというふうな考え方が強く出て来るからうい

明らかには教育行政とそれから教育のいわゆる実務、こういうことを混同して考えられておるのではないかと私は思うのであります。これは成るほど国の、或いは地方公共団体の教育行政に携つておる者であります。あるけれどもこれはいわゆる官庁にあつて教育行政を振う職員であつて、教員の場合は何らそれに関係しない。私も三十年來教員をやつておりますけれども、ここに一体我々が子供に対して教へて行くことが直ちに一体行政権に支配されて、行政権に繫つておつて、行政権の行使であるか、こういうことは全然考へられない。この点は大臣は恐らく教育に携つたことがないだろうと思ひますが、そういう点で理解が非常に浅いように思ふのであります。ここはつきり區別しなければなりません。ただ

ほかの会社であるとか、そういう方面に勤めておるところの者はこれは何と申しますか、有形のいわゆる生産というようなものに携つておりますけれども、教員の場合は直ちにこれによつても、石炭が掘れたとかいうようなことではないものだから、これはすぐ行政のほうに間違われて考えられる。これははつきり私は区別すべきものだと思つておりますが、これはいわゆる教育行政に携わる職員は、大臣のおつしやるような形で或いは制約を受けることがあるかも知れませんが、現実であるところの教員は、そう行くべきものでないということを私は体験の上から申上げるのでありますが、如何ようでありますか。この点はどうしても大臣は私と見解を異にせられるのか、その点お伺いしたい。

○國務大臣(吉武恵市君) 只今の御意見によりますと、教育行政というものは非常に狭く解釈された事務、教育の事務という点に御解釈になりますと、そういうふうな御見解になると思うのであります。が、広い意味の国の行ふ業務、教育という国の行ふ業務という点において私が教育行政ということをおつておるわけでございます。

○若木勝藏君　そういうことになりま
すと、いわゆる公共企業体関係の労働
関係のほうと同じような立場が出て来
るのではないかとと思う。いわゆる国鉄
も或いは専売公社もすべてあなたのお
つしやるように国家公務員法の立場か
ら縛られなければならない。こういう
ふうに考へられるのでありますが、教
員だけを切離して別に考へることにつ
いてはそこに矛盾がある。こういうふ
うに思うわけであります。

○國務大臣(吉武蕙市君) 細かく一々検討しますれば、いわゆる普通の行政の中にも事務的なもの、精神的なもの、肉体的なもの、いろいろあると私は考えます。私が先ほど申しましたのはいわゆる国の業務、實際の仕事で、国鉄、専売のごとく、主としていわゆる労働を主体とするもの、こういうものは同じように取扱うべきである。又戦前においてもそういう歴史を持つて来たのじやないか。従つてこれは同じに取扱うべきであるということで、今度団体交渉権を認めたわけでありま

す。ただ仕事という点だけをお拾ひになれば、ただ行政の政治的な非常に頭を使うというばかりが普通の行政ではございません。行政の中にはたくさんございます。極く上の幹部になれば、そういう政治的な手腕によつて左右される仕事が多うございましょうが、下になるほどやはり事務的になる場合が多いわけでございます。私も今回取上げましたのは、その中のいわゆる主として労働を主体とするもの、企業を主体とするもの、こういうつまり国鉄、専売と同じように考えられるものは同じに取扱う、かような趣旨でございます。

○若木勝藏君　今の大臣の御答弁では、教育を一つの労働とみなさないように、考えられるのでありますが、私はその点に対しては非常に不満であります。立派なこれは教育労働である。ただ単に、先ほども申上げた通り石炭を掘るとか、そういうふうな直接肉体的なものを示すところの労働でなければ労働でないとか、こういうふうに考えられる見解は私は極めて狭いと思う。現在におけるいわゆる労働組合法を制定した以上におきましては、労働とい

うものに対する考え方は、そういう精神的な方面にまでも考えなければならぬと私は思うのであります。併しこれも大臣は幾たびか答弁されても同じことを繰返されますから、その程度にとどめまして、私といたしましては、これは全く教育行政に関係するところの職員とは異なるものである。現実には教育の業務に携わつておる者はこれは教育労働者として、立派に現業職員として取扱わなければならない。この点をはつきり申上げたいと思うのであります。

次に、地方公営企業労働関係の方面について御質問申上げたいと思うのでありますが、これも私は今申上げた通り、教員の場合と全く同じように思われるのであります。なぜ一休私鉄の方面の、いわゆる交通事業の方面から見れば、私鉄の方面の従業員に対して三法の適用を認める、それが一たび同じ電車であつても汽車であつても、結局国とか或いは公共団体の経営しておるものになるというのと、全くこれは別に考えてしまふ、こういうことは非常に私は矛盾があるのではないかと思うのであります。どこまでもこれはそういう行政的な方面を考えずして、それが

私的であるとか或いは公共的であるとかいうことを考えないで、労働に従事しておるいわゆる労働関係から明らかに考へてこれは立法して行かなければならないように思ふのであります。そういう点から考へまして、いわゆる公営企業に携わつておるところのものは、或いは公営企業そのものがなんでも一休調法の第八條にあるところの公益事業と異なるものであるか、この公益事業と異なることは私的になればそれ

は認められる。それから公共団体がやるものになると全く別個のものにどうしてなるのであるか、どうしてそういうことを政府として考えられるのであるか、この点を伺いたいと思います。

○国務大臣（吉武憲市君） 事業自体から公益的になりますと、同じように公益的な事業とこれは言えると思います。ただ違いまする点は、その職員が公務員である、つまり国家全体、或いは地方の公共団体全体に奉仕しておる。片方は一会社社に雇われておる、ここに非常に大きな本質の違いがあるわけであり

ます。ですから本質的に言へば公務員である以上は机の上でいろ／＼な行政的な仕事をされる者も、肉体的な運動をされる者も実は同じはずである。併しながら労働條件の決定については、国鉄、専売のようにやはり団体交渉という形をとつてきめるほうがよくはないかということで、その点だけは例外を認めておるわけでございます。

○若木勝蔵君　そうしますと、やはり大臣のとらわれておる考えは、行政的立場ということであつて、結局同質の労働というふうなことに對してはこれを行政上から區別して行く、こういうふうな考え方が教員の場合も同様拔け

切らないようであります。この点は非常に私は政府の見解は矛盾の上に立つておると、こう思うのであります。今後において本当に労働とか或いは労働者の生活の保障とか、そういうことを考えたら、そういうことはあり得ない。国がやつておるから、或いは地方公共団体もやつておるから、それで全く公益事業としても違うのだ、一会社だ、やつておることは問題にならないのだ、こういうふうな考え方は非常

に私は今後考えなければならぬ考え方であると思ふのであります。併しこれはそれ以上追及いたしません、その点を非常に私に遺憾に思ふ。そういう点から今度まであつて団体交渉、或いは協約というふうな方面で例外をここに作つたというふうな話がありまするが、そういう点で以て、更に私は條文上一つ二、三の点を伺つて置きたい、こう考へるのであります。

先ず第一に考へられるのは、この地方公営企業労働関係法案の第一條、第二條は、これは全く、いわゆる労働関係法といふことよりも、むしろこれは調停法と、こういうふうにも見えるような、使用者といふゆるこの労働者との間の関係を平和的に調整して行く、と、こういうふうなことに全体がずつと流れて行きますからして、団体交渉を認める、或いは協約を認めるというふうなことを言つていまして、随分この間においては、考へ方に開きがあるように思ふのであります。極めて申し訳的な一つの條項が、団体交渉の対象として、その範圍として示されておるように思ふのであります。先ずその範圍がここに例示されて載つておるのであります、この範圍の中に、企業の運営、或いは業務の改善と、こういうふうな方面をどうしてこの範圍の中に入れて入れなかつたか。これは本當に民主的な、いわゆるこの企業の経営というふうな面、或いは平和的に事を運ぶというふうなことから考へたら、むしろこれをその範圍の中に入れて、十分民主的な取扱ひをするのが本當ではないか、こういうふうな思ふのであります、この点について一度お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(吉武憲市君) この地方公営企業労働関係法は、内容を御覽頂ければおわかりと思ひますが、先ほど来申しましたように、これらの現業職員に対する団体交渉権を認める。そうして、従つてその団体交渉の方法はどうしてやるか。そうしてその解決の方法はどういう道で解決をするか。この一連の法律であります。

それからこの団体交渉の内容に、運営及び企業の経営等についても触れたらどうかというお話でございますが、これは一般の労働組合におきましては、経営なり運営というものは、これは経営者の當然の責務でございます。従つてこれに對し、労働者が権利としてこれに關與するべきものではないと私は思ひます。併しながら運営について従業員諸君の意のあるところを十分取入れて、共に労働協調をして事業の發展を図るということは、これは結構なことでありまゝです。ですからそれは話合ひの上でやられることは結構でありまゝですが、當然の団体交渉の労働者の権利としてこれを主張すべきものではない、私はかように存じます。

○若木勝藏君 まあそういう御見解であれば、私はこれ以上追及いたしません。次に、この専従職員に關する件、或いは組合活動の件あたりは、私はその範圍に入れて然るべきものだと思ふのであります、これは極めて重要な問題でありまして、本當に民主的にこれを進めて行くと思ふ、むしろその中に入れて當然取扱ひすべきであると、こう考へるのであります、この点は如何でございますか。

○國務大臣(吉武憲市君) 専従職員の件でございますが、これも公務員であるという性質に鑑みまして、これが団体交渉でできるべきものではない。やはり公務員である以上は、やはり管理職といふものの責任において、どれだけの専従職員を置くか置かないかといふことをきめる。その置く際の話し合ひの上に従業員の意見等も尊重して行くといふことは、これは運営上當然のことであると思ひますが、これを団体交渉でできるという性質のものではないと、私はかように存じます。

それから組合活動は、これは許された範圍において組合活動をやられることは、これは當然なことであると思ふのであります。

○若木勝藏君 どうしても大臣の御見解は、公務員というふうなものにとらわれて、いわゆるその労働者の立場を没却するやうな、大幅に縮小して行くやうな見解をとられたものであります、この点は、甚だ私は遺憾だと思ふ。

次にお伺ひしたいことは、條例に抵触するところの協定という問題であります、個々の條文を讀んでみますと、いろいろと、極めてややこしいのであります、二重になつておるやうであります。この條例に抵触するやうな協定ができた場合には、議会の先ず承認を求めると、それが承認があつたのちに、更にこの條例を改訂するところの議案を提出して議決しなければならぬ。こういうふうな非常にややこしくなつておるのです。ところが、この問題を別な観点から考へてみますと、この時、承認を受けるというところに暫くの時日を要し、それから更に今度は議案を提出して、そうしてその議決を求

めるといふことになれば、これ又相當の時日を要すると、そういうふうになつて参りますと、そういうことが一つの日裏になつて、この問題の処理がなかなかつかないのではないかと、その間にかいふやうなトラブルが起るのではないかと、その点についてどう考へようと思ひます。

○國務大臣(吉武憲市君) 恐らく御質問の御趣旨は、団体交渉できまつたら、もうすぐ効力を発生したらというお考えだろうと思ふのであります、併し、條例は御承知のごとく、地方公共団体におけるその住民全体の最高意思決定でございます。従ひまして、それをただ従業員と理事者との団体交渉の決定によつてその最高意思決定を変更するといふことは、これは私は許されない問題であらうと思ひます。従つて、理事者もこれではよろうと言つて断固決定をいたしましたならば、その意思に基いて、今度はその地方団体の最高の意思決定を手續を経て變えて行くといふことは、これは私は當然だと思ふ。それは因においても同様でございます、例えば国鉄の従業員と管理職者が団体交渉できましても、それが法律に抵触する場合は、いわゆる国会で法律を變えなければ、その団体交渉の結果が當然法律も變更すると思ふことは、これは許されない問題だと思ふのであります。只今までのところ、これは運用の上におきまして、私は大した支障はないと思つております。又団体交渉できめたことは、これを當然のことであるとするし、団体交渉は団体交渉でいい加減に別にきめ

た、併し別に條例があるのだから、それで以て知らん顔をするといふことでは、これは本當に事業の能率を上げるゆゑんではございませぬので、この点は、私は理事者といふことも良識を以て善処することを私は確信いたしております。

○若木勝藏君 私は、いわゆる議會に對してこれを議決することを拒むものではないし、又それを不要とするものではないが、承認を取つて、又更にそれによつて議案を提出するといふと、その二重のあれをやることになつて、一体意義があるか。そういうことは不必要にやないか。むしろ承認を取らずに、直ちにそれをしてやつたほうが、事務的の簡捷という立場からあつて、きりして来るし、トラブルが起らない、こういうふうな思ひます。

○國務大臣(吉武憲市君) 御承知のやうに、団体交渉権を認めて団体交渉をいたします。併しながら普通の私企業と違ひまして、この公共団体、國家にしましても、全体のこれは奉仕者たる立場にございまして、その団体交渉の結果をいゆる地方団体の全体の意思として承認するかしないかといふ決定がなければ、私はこれは有効になるべきものではない。従つてそれを呑むといふことによつて初めて意思決定になる。その意思決定になれば、それに基いて所要の手續をとる、こういうことではあります。その間日にちを置いて、うんと間隔を置くといふ懸念にお考へになりますといふと、それは面白くないといふことではございませぬ、理事者もそれでよろうといふ約束をし、そうして具会なら具会でそれを承認するといふ意思決定がなされ

働組合側の意に満たない人がいると、意に満ちている人ばかりが出ていないのでありますから、そういう場合において労使双方が同意した別の仲裁機関を作るといふことがあつて然るべきだと思ふ。私のこれは調査の不足か知りませんが、それは認めていないように見受けるのであります。この点は如何になつていきますか、御説明願ひたい。

○国務大臣(吉武恵市君) この地方公営企業労働関係法におきますところの機関の機関といったしましては、特別の機関を設けませんで、現在の地方の

働委員会をそのまま活用することについて、たしたのであります。これはまあ先だつての、この公聴会でもございまして、できるだけこういう調停の機関というものは、たくさんあるよりも一本

化するほうがいいという点で、国のほうも一応考えて見たのですが、国のほうは、中央労働委員会一本に、たくさん民間企業も出て来る、又こういうふうな官庁関係のものも出て来るという

と、恐らく背負いきれなくなるだろうという事で、国のほうにつきましては、中央調停委員会及び中央仲裁委員会というものを別個に一本……、今までは別々にございました専売なり国鉄

なり、それを一本化したしまして、ただ中央労働委員会と離れたものを作つたのでありますが、地方は民間の争議と官庁の争議とがそうたくさんあるわけじやございませんで、別の機関を

設けるのはどうかと思ひまして、地方の労働委員会そのままでこれを行なつて行く、従つて先ほど御心配になりましたような心配がなく、やはりそのメソバの構成につきましては、労働側

の委員は労働組合から推薦され、使用者側は使用者側から推薦され、そうして公益委員は両者の承認した者になるという建前でございませう。

○原虎一君 私の質問の趣旨が御理解にならないかと思われませう。私の申しますのは、別に地方公営企業体のために別な仲裁機関や調停機関を作つたほうがいいというのではありませう。中央、地方の労働委員会が紛争を処理して行けばよろしいのでありませう、それがこの條文がございませう、たしか第四條の終りのほうにありませう、

「第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く。」こうなりますと、三十五條の二ということになれば、例の労働関係調整法によりますと、労働委員会のほかに、労使が同意して作る仲裁機関というものができるわけでありませう。このことを私は申ししたのでありませう。これは労働大臣、お考えないのじやないかと思つてお伺いしているのであります。曾つて東京市において、戦前でありませう、非常な大きなストライキをやりました、その調停を昔の調停法によつてやりましたときも、調停委員がそのときに特別にできて、そうして調停したのであります。戦後におきまして、戦前新聞の、これは労働組合法のできる直前の争議のときに、いわゆる当時の組合幹部が、今の復活された社長でありませう、この追放問題で争議をやりました。あのときに労働委員と別な労働仲裁役を別に作つたわけでありませう。これは労働法が同意して労働間の賛成のものを作つたのでありませう。その当時の事情から申しますれば、いろいろ思想的な混乱や、思想的な偏見があつて、法的にできた

調停委員並びに仲裁委員というものがあつたわけでありませう、そういう場合があつたわけでありませう、そういうことがあつて然るべきじやないかと思ひます。それは今度は禁止されておるのでありますが、その禁止された理由をお聞きしたいわけではあります。

○国務大臣(吉武武市君) 成るほど戦前におきましては市電等の争議の際には、臨時に特別にそういう調停機関が設けられたのでありませう、御承知のように、当時はそういう機関が全然なかつたから臨時に設けざるを得なかつたのでありませうけれども、終戦後におきましては労働委員会という常置的な機関があつて、そうしてその地方の一切の労働問題というものを取扱つて来ておる。従いまして官庁だけは特別でなければならぬというものは必要はないじやないか。而も今日地方の労働委員会も相當の経験を積んでだんだん信用を得て来ておるのでありますから、それ／＼の仕事に専門的な労働委員会を作るといふことは、却つて私は手数を多くし又よくないのじやないか、かように存じます。併し専門的な知識の者が要するといふこともあり得るでございませう。従つてそれは單なる地方公営企業関係ばかりじやなしに、中央におきましてもちよる事業について専門的な委員の加つたほうがいい場合があるだらうといふところから、実は今回提案しました労働法の改正案の中にも特別調整委員を置くことができるという規定を置きまして、そういう専門の特別調整委員というものをあらかじめ置いておく、或いはあらかじめなくとも、そのときでも結構でありませう、これは地方にも置くわけであり

まして、中央ばかりではありません。こういうことの活用によつて、今原さんの御心配になつた点は補ひたい、かようなつもりでございませう。

○原虎一君 岡野国務大臣が見えておりますから伺ひたいと思ひます。が、地方自治法の第九十七條の二項、一応九十七條を讀んで見ますが、第九十七條「普通地方公共団体の議会は、法律又は政令によりその権限に属する選挙を行なわなければならない。」これはよろしいのですが、第二項に二として「議会は、歳入歳出予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の歳入歳出予算の提出の権限を侵すことはできない。」この解釈、これは字の通り解釈すればわかるようなものでありませうが、事実においてはわからないのであります。と申しますのは、議会の予算を増減する議決権を認めて妨げないといふことは、逆に但書では団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。この限度でございませう。これはどういふふうに事実においては行われており、又行ふのが理想であるか、この点をお伺ひしたい。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。これはやはり地方公共団体の全責任を背負つておる、即ち行政のすべてのことを総括して責任を負つておるものは地方公共団体の長でございませう。と同時に行政には必ず予算が伴ふなければならぬことになつておりますから、この予算といふものに對しては長が全權を持つべき筋合いのものでございませう。併しながら中央でもそうでございませう通りに、議会といふものは人民の意思を代表する一つの法的の力

を持つております。でございませうから議決が議決しますといふことは、これは地方の住民の總意といふものを反映する、こういう意味に我々は考へております。でございませうから、そこに調整を取りまして、その住民全体がこういうふうにしてとにかく地方行政をやつてもらいたい。殊に予算の点におきましてもこういうふうにしてもらつたほうが住民の福祉に貢獻するところが多いといふことがありますならば、これは住民の意思を代表して、その議会がこれを意思表示をして増減をするといふことにして然るべきものだと思います。これが即ち民主主義の根本でございませう。併しながら御承知の通りにその区域全体の行政の在り方、並びに財政収入といふようなものは総括的に長が見ておらなければならぬものでございませう、その長が、どうも住民の意思は全部さうでありますけれども、併し總括的に見ましてこれはさうは行き得ない情勢だといふような場合には、やはり總括的に責任を持つておる長がその出すところの予算に對して、この予算はこういうわけであるから、議会がさういふことをなさつても、我々としては聞き容れられないといふような、自分の権限を主張し得るところの根拠を置いたものでありまして、そういう意味におきまして、そういう長を持つておきますところの行政全般に對する責任といふものを先ず第一に尊重しまして、併しながら議会は住民全体の總意を表示し得るものでありませうから、それが長の行政権に對して余り妨げのない場合には又増減をしてもいい、こういうような意味で調整を図つた規定でございませう。

○原虎一君 それでございませう。この議会の予算に對する増減の決議の権限は認められておるのでありますから、私のお聞きしたい点は、最も極端なことになるならば、知事が、或いは知事ばかりでなく長と言つたら適當であります。が、団体の長が承認でき得ないものを議会が承認するといふことになりませうれば、国会の場合においては最高の機関たる国会が議決するのでありますから、その場合においては政府が解散手続をとるか、総辭職するか、地方議会の場合におきましては同様に長が辭めるか、辭めないでその議会の決定を拒否することができるのであるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。私は地方の行政と申しますものは、まあ非常に住民とそれから理事者並びに議員なんかとは非常な密接な関係があり、又非常に情勢がよくわかつておる中でございませうから、恐らくさういふふうには四角張つて、さうして言うことを背かなければお前辭めろとか、いや辭めたくないから議決を解散するとか、こういうようなことには行かないだらうと、こう期待しておる次第でございませう。併しながらお説のようにそれがどうしてもいかにいふ場合には、或いはさういふような情勢が起きないとも限りませう。片方はやはり地方公共団体の長と申しましては住民全体の總意によつて出でるものでございませう、それから議会の議員もやはり住民全体の總意によつて出でるものでございませう、それで同じような住民が選挙しまして、住民を代表しておの／＼その部署に就いて仕事を

してあるわけでございますから、その間に甲乙はないと私は考えるのであります。でありますから極端な場合には、そういう場合が出て来んとも限りませんが、大体において地方行政のあり方から行けば、そこまで行かないで適当に話し合いのつくものと私は考えております。

○原虎一君 お忙がしいでしょうけれども、もう暫くお待ち願つて、次に労働大臣にお伺いするのですが、例によつていつも問題になります公労法におきましては十一條関係であります。今度出て参りました地方公営企業労働関係法におきましては十條の関係であります。一番の問題は、いわゆる公共団体と労働組合との間の紛争を、最後は仲裁機関によつて決定される、仲裁の決定は労働協約でありますから、これは双方が協約としての拘束を受けるわけでありまして、そこで第十條におきましては、「地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、当該地方公共団体の議会によつて所定の行為がなされるまでは、当該地方公共団体を拘束せず」とあります。これは国の公労法におきましても絶えず問題になつた点であります。時間がありませんから、過去五年間に亘る問題の点は申し上げません。殊に労働大臣はよく御承知と思ひます。ところがそれと同様な問題をやはり残したこの地方の公共団体労働関係法を作つて、それよりかまだ退歩した條文に第十條はなつております。と申しますのは、政府が出してありますところのこの逐條解説で行きますと、第十條の解説のその点に關する説明を見ますと、第三項に

より議会による協定の承認があり、且つ必要な予算の議決があるまでは、地方公共団体を拘束しない旨を特に明らかにしてある。この説明によりますれば、仲裁によつて決定された條件というものが直ちに労働協約になるわけでありまして、その労働協約を地方議会が承認しなければ、予算措置をとらなくといふことになりまして、このことと、これは仲裁機関というものは何を相手にして話をしたらいいか、調停仲裁をやつたらいいかといふふうになります。同時に逆に申しますれば、地方公共団体の長は、すべて仲裁の決定は議会に求めるのでありますから、極端に申しますれば長は知らん顔をしておつていいのであります。仲裁の結果がすべて議会の承認を経なければならぬのでありますから、すべてこれは仲裁の長を相手にして話をしなければ、又議会の長といへども議会の開かなければ意思の決定はできないのでありますから、まさきりこれは仲裁する場合におきまして、相手にならないものを、責任を持つた回答をなし得る権限を有しない者を相手にして仲裁をやるということになりまして、こういう私は解釈を政府が與えておられると思ひます。誠に意外に感じたわけでありまして、一体岡野国務大臣は、そういうもので地方公共団体におきまして公営企業体の労働関係が円満に行くとお考えでこの法律案に同意されておられるのか、この点をお伺ひしたい。

○岡野大臣(岡野清義君) 原さんの御意見は御尤もの点もございますが、御承知のようにこの仲裁制度はお話のよ

うな労働法上裁定が下れば両当事者を拘束するのは、これは本質であります。ところが普通の民間企業等でございますれば、それは直ちにそれで拘束をいたします。併し相手が国であるとか公共団体であるとかいふと、それをそのまま拘束することがいかにどうかという問題、そうすると団体交渉を理事者側と組合とがやつて、それが国家の意思を決定してしまふ、地方公共団体の意思を變更してしまふといふことは、私はやはりいけなないのじやないか、やはり国家の意思は国会の最高機関において決定する、地方の意思は地方の議会の、つまり地方住民の最高の機関で初めて決定されるもので、それが他の団体交渉によつて意思が決定され、變更されるということは、私はこれはやはり問題である、そこで公労法におきまして、これは私直接立案を思案いたしました。仲裁裁定といふものは拘束するから、三十五條において裁定が下つたときは両当事者を拘束する。即ち後者は拘束をする。併し但書を以て十六條に該当する場合は、それに従わなきやならんぞ、その十六條は何を言つてゐるかと、つまり予算上、資金上不可能である場合は政府を拘束しない。従つてそういう場合には直ちにそれは一週間以内でありましたが、十日以内に最高機関たるところの国会に於て承認をするかしないかを求める、それで国会が承認するといふことになれば、初めてそこで政府が予算を出すという手続を取るであります。これは地方においても私は同様である。従つて地方の住民の最高機関であるところの県会の意思を直ちに団体交渉で變更し、又は決定す

るといふことを避けたわけでありまして、そこで先ず県会に於て、こういう団体交渉をいたして締結をいたしました。が、御了承頂けるかどうか、そうして県会ではそれは尤もだといふことで承認を得れば、それに従つて予算の裏付けをするなり、或いは義務を負う。これは私は今日の国におきましても自治体におきましてもそうあるべきではないか、そうするならば原さんのお話のように、それじや理事者と団体交渉をやつて見たつて、あとで国会なり県会で承認を求められなければ何にもならない、こういうことをおつしやいます。私はやはりそれは国会にしましても県会にしましても、いろいろ揉め事があつて間に仲裁が入り、そうして裁定が下つたといふことであれば、その趣旨をできるだけ尊重するといふことが、私はこれは活きた政治である。従つて公労法では当初いろいろ問題がございまして、問題がございまして、一昨々年の暮に国鉄において裁定が下つたときも、政府は呑めんとするのを国会が間に立ちまして、頭半分呑むこととして話をづけ、その翌年の三月に専売の問題が出ましたが、そのときには国会が間に立ちまして遂に全部御承認することにして政府に支出を許してゐる。昨年の暮の国鉄及び専売に於ても、国会がこの裁定の問題を取上げましたときに、やはり呑んで政府に支出をさせておるのであります。でありますから、法律の上から御覽になりまして、ちよつと御意見の点があるうかと思ひますけれども、やはり相手が国家であり、公共団体である性質上私はそうあるべきであらう、又運用の面においても私は支障がないものと、かように存じております。

○岡野大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。理論原則は只今吉武労働大臣が申上げました通りでございます。地方公労法におきましては、やはり国鉄、専売公社で適用されておるような法律をそのまま地方に移して行くといふ意味において我々は承知しております。

○原虎一君 これは非常な問題を残すのであります。大変重複するようであります。が、殊に労働委員会、今日は委員長出で参りますが、委員長代理の村尾理事もこの点はよくおわかりなす。労働委員会において十分な御検討をお願いしたい、といふのは今吉武労働大臣の説明は一応今まで政府がとつて参りました態度であります。併し国会の全体が承認をいたしておるものではないのであります。承認いたしてありませんから御説のように国会が輪旋をいたしてあります。これは吉武労働大臣は国会が調停役を買つたやうな形において労働問題が律せられて来ているから、それでいいじやないかといふお考えのようにも承わりますが、とんでもない、これは法の不備によるものから起きている問題であります。でありますから仲裁裁定がきまつたにもかからず、国鉄が予算上資金上困難な問題として政府に上申する、政府は大臣が当然予算が組めるか組めないか、組めないならば組めないで国会に出すべきものであります。ところが政府はアメリカのものを書いたものを讀訳したその不備につけ入つて、国会の承認を経なければならぬといふだけの條文を取上げて仲裁の裁定の内容まで

も国会が検討して、認めるか認めんかの権限があるのだ、こういうふうな解釈に突つて来たことは、私五年間最初から関係しておつて明らかでなところでありました。殊に私はあのときに問題にしましたのは、賃金労働局長が法文の解釈の本を松崎法務課長の協力を得て作つたものは、明らかに仲裁裁定は労働協約として労使双方を拘束するものであるから、政府はその協定を履行し得る処置を国会に提出して国会の承認を経、その承認を得て初めて協定の仲裁裁定の効力を発するといふ明確なる解釈を與えていたのであります。これが当時の法を作るときに精神であつたが、それが予算上政府が非常に困難なときに仲裁裁定が行われたものでありますから、法の不備に取り入つてあるといふ労働大臣が言われるような解釈をされるように立てて、これは国会は政府と五年間対立して来ているわけであり、ところがそのときにはこの公労法の解釈は仲裁裁定を体して政府が責任ある処置をとつてもよろしいし、そうでなく国会の決定に待つてもいいという二つの解釈にしておりました。ところが今度のこの地方公労法の説明書を見ますと、協定そのものの承認を議会で得なければならぬといふことになつております。これは説明書をそのまま認めればこれは今の公労法よりかまだ悪くなるのです。先ほど申しますように、それでは仲裁をやると仲裁委員というものは、これはたゞこの問題についてその当事者、これに關係された藤林敬三廣心大学教授なんかの参考人としての陳述を数回聞いておられますが、これらの職員のたゞの陳述においても、今労働大

臣が言われるような解釈において仲裁をやらなければ、仲裁委員は御免だといふことまで明確に陳述されておるくらいであります。労働大臣の今の御説明で行きますと、成るほど議会は最高の機関でありますから、その承認なしに予算支出のことまでを仲裁委員会がきめるといふことは怪しからんと言われますが、ところが理事者、いわゆる団体の長は十分に仲裁の委員に意見を陳述してその仲裁裁定が下るわけであり、併し若しそれが意に満たないものがあれば意に満たない、予算上困難だといふ問題で長は予算措置ができないといふことを、予算措置ができない理由を議院に私は聞くのが理事者の責任であります。それはこの條文で行きますと理事者はそういう責任はあります。それは仲裁裁定が下つたんだから仲裁委員会のやつたことですから私は知りませんと言ひ得るところの條文になつております。すべてこれは議院が承認する、すべては議院がおやりになることである、こういう無責任なことができる條文で一体地方に起きた労働問題が円滑に処理できるかといふ自信が両大臣におありであるかどうか、そういう欠点があるために折角仲裁裁定が下つて事が明確になつたにもかかわらず、それを履行させるために労働組合はハンガー・ストライキまでやつたり、法が許すか許さんかの境の運動まで社会にしなければならぬといふ、こういう余計なことが起きて来るのであります。議院に運動し、いろいろな運動をしなければ仲裁裁定が実行されないといふ、こういう不完全な法律をあえてお作りになる、出されたといふことは我々は了解に苦しむのであ

ります。従ひましてこの法律がこのまゝで行きますならば、仲裁が下つてもそれを履行させるためにストライキをするかせんか、或いは安全運転をやらなければならぬといふような問題が目の前に我々は見えて来るのであります。そういう不便な法律をなぜ作るか、勿論仲裁裁定の実行に當つては私は議院が責任を持たなければならぬと思ひます。議院に対して責任ある立案を団体の長がするといふことは、団体の長の私は責任を明らかにすべきだと思ひ、この点を一つ明確に願ひたいのです。

○國務大臣(吉武憲市君) 先で申し上げましたごとく、仲裁裁定自体から見れば裁定が下つた以上は拘束するといふことがこれは建前でありましよう。併しながら相手方が国家である、公共団体であるといふことになれば、それは国の最高意思の決定に待たずして、団体交渉が即国を拘束してしまふ、地方団体を拘束する、或いは意思を変更するといふことは、これは私は許されるべきものではない、やはり国は最高機関である議院がこれを承認するかしなにかといふことによつて決定される、その上で初めて政府が責任を持つてその決定に基いて予算的な処置を講ずるなり或いは義務の履行を図る、私はこのうあるべきだと思ひます。団体交渉自体のほうから御覧になれば、仲裁裁定が下つたらそれによつて政府が義務を負うべきだとお考へになるのは無理からんことであり、これが一般会社であるとか或いは一公社であれば、それはそれだけで済むでありましよう。併し相手方が国家であり公共団体であれば、その最高の意思の決定に待

つて初めて拘束力を生ずるという趣旨のものであらうと私は感じております。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。吉武労働大臣と同意見でございます。

○原虎一君 これは重ねて恐縮であります。吉武労働大臣の考へ方は、御説明の通りに仲裁委員会が地方公共団体の、或る意味では予算権を侵奪するといふ意味になる。併しその仲裁裁定が労使双方を拘束するといふこと、地方の最高機関たる議院がこれに承認を與えるか與へんかといふことは、私は別個に考へるべきだと思ひます。一応仲裁裁定は労使双方を拘束するが、そこで民間会社と違つて、この使用者側、即ち公共団体は議院の承認を経るまでその施行ができない。ここに初めて長を相手に仲裁裁定ができる、長を相手にすべての問題を調査し、処理する知識と氣持に仲裁委員をしてならしめるところの私は基本的なものとあつたと思ひます。それなくして議院を相手にやる、議院は数十人の委員の決定を待たなければ、その議院の長といへども意思表示はできないのでありますから、そういうものを対象に仲裁委員がものをきめなければならぬといふことは、仲裁委員は藤林敬三氏の言を待たなくても、のれんに腕押しと申します。か、労働組合側は法律によつて代表者が責任を以てものに當り、理事者側はほうはこれは議院の長か、団体の長か、どちらに責任があるかわからぬ。結局議院の決議を待たなければ拘束を受けないといふのは、仲裁委員が何を相手に、何を根拠に、何を信

頼して自信を以て仲裁裁定ができるか、従つて仲裁裁定も議院がきめるのだからいふ加減でよろしい、長は議院がきめるのですから、それ／＼仲裁委員の諸君やつておいて下さい、議院の長は議院の皆さまが集つてきめるのだからいふ加減にやつておいて下さい、こういう結果になることは、今まで国の公労法の適用の経過においても明らかだと思ひます。従ひまして岡野大臣は御存じないから、労働大臣の解釈が正しいとお考へになつておるかも知れませんが、地方の公共団体の労使關係はこの法律でうまく行くとは思へません。必らず地方の公共団体のいわゆる公營事業の問題は、仲裁まで行かなければ大体解決付かないのが原則であります。その仲裁がややふやな問題になるというところは仲裁裁定を履行すため、そのための争議がもう一筋の、法を破るか破らんか、髪一筋の問題が起きて来ることは火を見るよりも明らかであります。そういう不完全な法律をなぜ作つたか、なぜお直しにならないか、私は繰り返して申しますけれども、長が飽くまで仲裁裁定を履行するために努力する手続をする責任があるといふ條文を入れることは、なぜ悪いのか。そうして予算上、資金上できないといふことをきめるのは、最高の機関であるところの議院であります。こういう場合長が仲裁裁定の履行のために議院に持ち込みましたも、議院がそれはできないから半分しかやらないと言ふこともできる、全部やらないと言ふこともできるのです。又それを殖やしてやることも議院はできるのであります。長が仲裁裁定の履行をするための手続上の責任を負わなくてもいい

というふうな法律があることは、公労法よりかまだ改悪であります。この点が公労法によつて今まで審議し、今まで参議院労働委員会が、公労法の第十六條でありますか、この問題を五年間に亘つて研究してそれ／＼の関係者、当事者から意見を聴取した結論がすでに出ておるのであります。その結論は明らかに私が申しますように出ており、それは改進黨の堀木委員がおられれば堀木委員なんかも小委員としてその條文修正を作られた、そこに参議院の意思は明らかになつておるのでありますから、労働委員長は然るべく……、この法案の一番大事なところはここにあります。折角団体交渉権、団結権を與えながら、仲裁裁停が議会の承認を経なければならんということのために、そのためにストライキが起きないとも限りません。ハンガー・ストライキなんか絶えず起きるということとは想像できるのであります。地方の長の家を夜夜中に訪問するというような問題が起きて来るのであります。そういう不備な法律を本参議院が作つたのでは、天下国民に対して相済まん、どうか労働委員会はその点を十分に意に留められて御修正あらんことを切望いたします。

○委員長代理(村尾重雄君) これで本日の質疑通告者の質疑は終了いたしました。それでは労働、人事、地方行政の連合委員会の地方行政委員からの質疑はこれを以て終了いたしました。

次回は人事委員からの質疑が行われることになつておりますが、日時は追つて公報によりお知らせいたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後零時二十七分散会

昭和二十七年六月二十七日印刷

昭和二十七年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所